

介護予防通所リハビリテーション利用料

医療法人 景雲会
介護老人保健施設 勝沼ナーシングセンター

介護保険対象サービスの自己負担額（1割）

費 目	費 用 ・ 摘 要	
要支援 1	2,053円/月	1月当りの自己負担額
要支援 2	3,999円/月	
中山間地域サービス提供加算	5%	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
生活行為向上リハビリテーション 実施加算	562円/月	開始月から6ヶ月以内
若年性認知症利用者受入加算	240円/月	若年性認知症利用者に対して指定介護予防リハビリテーションを行った場合
運動機能向上加算	225円/月	運動機能向上を目的として個別にリハビリテーションを実施した場合
長期利用減算(要支援1)	-20円/月	利用開始日の属する月から起算して12ヶ月を超えた期間に利用
長期利用減算(要支援2)	-40円/月	
栄養アセスメント加算	50円/月	口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定不可
栄養改善加算	200円/月	低栄養状態の改善を目的として、個別に栄養管理を行った場合
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20円/回	口腔機能低下を早期に発見し、適切に管理する(6ヶ月に1回を限度)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5円/回	
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150円/月	口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔掃除の指導若しくは実施を行った場合(月2回限度)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160円/月	
選択的サービス複数実地加算(Ⅰ)	480円/月	運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上サービスのうち、2種類のサービスを利用の場合
選択的サービス複数実地加算(Ⅱ)	700円/月	運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上サービスのうち、3種類のサービスを利用の場合
科学的介護推進体制加算	40円/月	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提供する
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定 所定単位×47/1000	
	(Ⅱ)所定単位×34/1000	
	(Ⅲ)所定単位×19/1000	
介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定 所定単位×20/1000	
	(Ⅱ)所定単位×17/1000	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88円/月	(要支援1)介護職員のうち①介護福祉士70%以上②勤続10年以上、介護福祉士25%以上
	176円/月	(要支援2)介護職員のうち①介護福祉士70%以上②勤続10年以上、介護福祉士25%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72円/月	(要支援1)介護職員のうち介護福祉士50%以上
	144円/月	(要支援2)介護職員のうち介護福祉士50%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24円/月	(要支援1)介護職員のうち①介護福祉士40%以上②勤続7年以上30%以上
	48円/月	(要支援2)介護職員のうち①介護福祉士40%以上②勤続7年以上30%以上
令和3年9月30日まで上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応 所定単位×1/1000	

※利用料金は判定された介護度と利用時間によって異なります。

※上記の他、所要のサービスを提供した場合には、厚生労働省告示に基づき利用料をいただきます。

その他の費用(ご利用の方のみいただきます。)

食事療養費	730円	昼食代
教養娯楽費	200円/回	クラブ活動材料等
オムツ代	50円・170円・170円/枚	パット・紙オムツ・リハパンツ
送迎に要する費用	22円/km	通常の送迎実施以外の場合で当該実施区域からの分

※その他、本人希望の消耗品、趣向品については別途実費にていただきます。